

建設省住指発第21号  
昭和63年1月25日

都道府県建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）

近年、吸音、耐火等を目的として建築物に施された吹付けアスベストが劣化し、アスベスト繊維が空気中に飛散する事例がみられ、このため公立の小中学校、公的住宅等、公的機関が管理する建築物にあつては、吹付けアスベストの使用実態について調査が進められているところである。今般、民間建築物についても、建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による自主点検及び必要な改善を促すため、貴都道府県においても、下記のとおり、貴管下特定行政庁の協力を得て、調査を実施されるようお願いする。

記

1. 対象建築物

昭和31年から昭和49年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされているもので、体育館、劇場等多数の者が利用するもの

2. 調査及び指導

〔作業1〕所有者等からのヒアリング

設計図書から、アスベストの吹付け等の記載の有無を確認する。

〔作業2〕現場での調査・指導

当該室に立ち入り、目視、針により容易に貫通するか否か等によりアスベストが吹付けられているか否かを再確認し、別記様式第1により調査するとともに、所有者等に対して指導する（設計図書により確認ができない場合においても、駐車場、機械室等を中心に立ち入ることとする。）。

(1) 調査項目

① アスベストが吹き付けられた部分のおおよその面積〔単位：㎡〕

② 吹付け表面の損傷の有無

判断基準 「損傷無」：繊維の崩れ・垂れ下がり、吹付け層のはく離等の損傷がみられないもの

「損傷有」：繊維の崩れ・垂れ下がり、吹付け層のはく離等の損傷がみられるもの

(2) 指導

損傷の有無の状況により、適切に指導する。この場合、以下を参考とする。  
「損傷無」の場合 —— 所有者等に対し、適切な維持管理に努めるとともに、当該部分に損傷を与えたり、不用意に除去等を行わない旨指導する。また、所有者等が除去、封じ込め等の対策を希望する場合は、飛散防止に十分留意するよう指導する。

「損傷有」の場合 —— 所有者等に対し、飛散防止の対策の検討を指導する。

(注) 指導に当たっては、日本石綿製品工業会の「吹付け石綿の対応について」(昭和62年9月)を参考とされたい。

3. 工事業者の把握

貴都道府県にある吹付けアスベストの改善工事の施工が可能な工事業者を把握しておくこと。

4. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施結果について集計の上、別記様式第2に取りまとめ、昭和63年3月31日までに本職まで報告するものとする。

吹付けアスベスト実態調査表

都道府県名 \_\_\_\_\_

特定行政庁名 \_\_\_\_\_

調査年月日 昭和 年 月 日

調査者氏名 \_\_\_\_\_

1. 建築物	名 称								
	所在地	TEL ( )							
	延べ面積	m <sup>2</sup>	階 数	地下	階	地上	階	構 造	1. S造 2. RC造 3. SRC造 4. 木造
	用 途	1 劇場 7 ホテル 13 百貨店 19 事務所	2 映画館 8 旅館 14 展示場 20 工場	3 演芸場 9 体育館 15 キャバレー 21 駐車場	4 観覧場 10 ボーリング場 16 ナイトクラブ 22 複合ビル( )	5 集会場 11 スケート場 17 舞踏場	6 病院 12 水泳場 18 料理店・飲食店	23 その他( )	
2. 所有者等	氏 名						所有者・管理者の別	1 所有者 2 管理者	
	住 所	TEL ( )							
3. 吹付けアスベストの状況	アスベストが吹き付けられた室の用途	1 多数の者が利用する居室	2 特定少数の者が利用する居室	3 機械室	4 駐車場	5 浴室 便所 湯沸かし室	6 廊下 階段	7 倉庫 資材置場	8 その他( )
	アスベストが吹き付けられた部分の面積 (m <sup>2</sup> )								
	損 傷 の 有 無	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有
4. 備 考									

(記入上の注意)

- イ 「1. 建築物」について  
「用途」欄は、主な用途の当該番号を○で囲むこと。ただし、複合ビル及びその他の用途の建築物については、カッコ内に当該用途を記入すること。
- ロ 「3. 吹付けアスベストの状況」について  
[1] 「アスベストが吹き付けられた室の用途」欄の該当番号を○で囲み(その他の用途の室については、カッコ内に当該用途を記入すること。)、各々について「アスベストが吹き付けられた部分の面積」欄及び「損傷の有無」欄を記入すること。  
[2] 「アスベストが吹き付けられた室の用途」欄の「1 多数の者が利用する居室」とは、事務室、集会議室、食堂等をいい、「2 特定少数の者が利用する居室」とは、管理人室等をいう。
- ハ 「4. 備考」について  
特記すべき事項があれば、記入すること。

吹付けアスベスト実態調査集計表

都道府県名

1. 建築物用途 (棟数)	1 劇場	2 映画館	3 演芸場	4 観覧場	5 集会場	6 病院
	7 ホテル	8 旅館	9 体育館	10 ボーリング場	11 スケート場	12 水泳場
	13 百貨店	14 展示場	15 キャバレー	16 ナイトクラブ	17 舞踏場	18 料理店飲食店
	19 事務所	20 工場	21 駐車場	22 複合ビル	23 その他	合計
2. 吹付けアスベスト部分の 面積 (㎡)			損傷無	損傷有	合計	
	1 多数の者が利用する居室					
	2 特定少数の者が利用する居室					
	3 機械室					
	4 駐車場					
	5 浴室・便所・湯沸かし室					
	6 廊下・階段					
	7 倉庫・資材置場					
	8 その他					
合計						